

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
CIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
CIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 4 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会 議 案

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 458,942 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,230,440 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第 2 条 市債の追加及び変更は、「第 2 表 市債補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 13,162,072	千円 83,925	千円 13,245,997
	1 国庫負担金	10,415,905	79,581	10,495,486
	2 国庫補助金	2,717,527	4,344	2,721,871
18 道支出金		3,684,097	202,146	3,886,243
	1 道負担金	3,036,914	3,000	3,039,914
	2 道補助金	413,040	199,146	612,186
20 寄附金		650,000	2,750	652,750
	1 寄附金	650,000	2,750	652,750
21 繰入金		1,090,734	128,921	1,219,655
	1 基金繰入金	1,090,734	128,921	1,219,655
23 諸収入		2,015,913	2,500	2,018,413
	4 雑入	412,001	2,500	414,501
24 市債		4,070,200	38,700	4,108,900
	1 市債	4,070,200	38,700	4,108,900
歳 入 合 計		58,771,498	458,942	59,230,440

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,601,022	16,665	2,617,687
	1 総 務 管 理 費	2,254,490	16,665	2,271,155
3 民 生 費		25,646,886	80,368	25,727,254
	1 社 会 福 祉 費	12,671,783	66,017	12,737,800
	2 児 童 福 祉 費	5,674,616	10,000	5,684,616
	5 民 生 施 設 費	262,254	4,351	266,605
4 衛 生 費		5,512,142	318,543	5,830,685
	1 保 健 衛 生 費	2,114,525	100	2,114,625
	2 保 健 所 費	1,527,811	309,843	1,837,654
	3 清 掃 費	1,869,806	8,600	1,878,406
7 商 工 費		2,515,970	526	2,516,496
	1 商 工 費	2,515,970	526	2,516,496
8 土 木 費		5,630,871	21,030	5,651,901
	4 都 市 計 画 費	1,124,163	30	1,124,193
	6 港 湾 費	1,581,790	21,000	1,602,790
9 消 防 費		379,399	5,590	384,989
	1 消 防 費	379,399	5,590	384,989
10 教 育 費		2,734,411	16,220	2,750,631
	1 教 育 総 務 費	108,466	2,620	111,086
	6 社 会 体 育 費	137,163	13,600	150,763
歳 出 合 計		58,771,498	458,942	59,230,440

第2表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
除却事業費	千円 7,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
社会福祉施設等整備事業費	9,000	19,000
港湾事業費	780,100	801,100

令和 4 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 4 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(6) 主な建設改良事業の概要

イ 医療機器等購入費 824,482 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,584 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,629 千円」に、「一時借入金 105,615 千円」を「一時借入金 105,570 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,248,319 千円	22,682 千円	1,271,001 千円
第 5 項 道補助金	－千円	22,682 千円	22,682 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,549,653 千円	22,682 千円	1,572,335 千円
第 1 項 建設改良費	801,800 千円	22,682 千円	824,482 千円

令和 4 年 6 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年小樽市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

第 11 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 2 号、第 8 条及び第 11 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を引き上げるためであります。

小樽市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例等の一部を改正する条例

(小樽市税条例の一部改正)

第 1 条 小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 3 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 2 項第 2 号」を「前条第 2 項第 2 号」に改める。

第 1 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 4 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「法施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 1 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 4 条第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 0 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金

額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第23条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第24条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「次項の規定による」を「次項の規定により」に改める。

第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第24条の2第2項中「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に改める。

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族（控除対象扶養親族）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるもの

に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第33条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者)に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第24条の3第2項中「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改める。

第31条第8項中「(第10項)」を「(同項)」に改める。

第33条の7第1項第1号中「次条第1項後段」を「同項後段」に改める。

第48条第2項第5号中「第1項第4号」を「前項第4号」に改める。

附則第8条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において単に「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第13条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第14条第2項中「第24条第1項の」を「第24条第1項に規定す

る」に改める。

附則第16条の2の8第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の2の9第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の2の9第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第16条の3中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

- 25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第37条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第38条を削る。

（小樽市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小樽市税条例の一部を改正する条例（令和3年小樽市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項の改正規定を次のように改める。

第24条の3第1項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第10条第2項及び第24条の3第1項並びに附則第4条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小樽市税条例第8条の3第3項第1号、第24条第1項及び第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第31条第8項、第33条の7第1項第1号並びに第48条第2項第5号の改正規定並びに同条例附則第14条第2項及び第16条の3中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中小樽市税条例第13条第4項及び第6項、第20条の2第1項及び第2項、第23条第1項及び第2項の改正規定並びに同条例附則第9条の2第2項、第16条の2の8第4項並びに第16条の2の9第4項及び第6項の改正規定並びに第2条中小樽市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）

第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条

第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1

条の規定による改正前の小樽市税条例（次項において「旧条例」という。）

第24条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第16条の3第25項の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を見直すほか、令和4年度税制改正に伴う所要の改正等を行うためであります。

小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

小樽市重度心身障害者医療費助成条例（平成 28 年小樽市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号中「第 14 条第 7 項」を「第 7 条第 3 項第 2 号」に、「第 67 条第 1 項第 2 号」を「第 67 条第 1 項第 1 号」に、「適用されない者」を「適用されるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の小樽市重度心身障害者医療費助成条例第 3 条の規定により新たに医療費の助成を受けることができる者に係る同条例第 5 条第 1 項の規定による受給者証の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に

より、後期高齢者医療における被保険者の一部の自己負担割合が1割から2割となることに伴い、これに該当する重度心身障害者に対し、引き続き自己負担割合が1割となるように医療費の助成を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うためであります。

小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 2 8 年小樽市条例第 1 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 1 4 条第 7 項」を「第 7 条第 3 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部
改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

工事請負契約について

旧色内小学校解体工事の請負契約を次のように締結する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧色内小学校解体工事
- 2 契 約 金 額 1 億 7, 8 7 5 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
阿部・西條・みかみ共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

工事請負契約について

(仮称) 第 3 号ふ頭市営上屋 3 3 号ターミナル改修工事の請負契約を次のように締結する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 (仮称) 第 3 号ふ頭市営上屋 3 3 号ターミナル改修工事
- 2 契 約 金 額 1 億 6 , 0 6 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市有幌町 2 番 1 6 号
西條・近藤共同企業体
代表者
西條産業株式会社

工事請負契約について

忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負契約を次のように締結する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事
- 2 契 約 金 額 3 億 3, 4 4 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
近藤・小杉共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 ロータリ除雪車
- 2 取得価格 4, 793万8, 000円
- 3 取 得 先 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
ナラサキ産業株式会社北海道支社

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

9 の(4)のキ中「総合体育館は、老朽化が進み、耐震性に課題があるため建替える予定ですが、建替えに当たっては市民サービスにも大きく関わり、多額の費用もかかるため、規模・機能などの詳細について検討を進めます」を「総合体育館（プール含む）は、「総合体育館長寿命化計画」に基づき、建替えとします」に改める。

令和 4 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 2 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から40年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 558,745 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,789,185 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		13,245,997	526,745	13,772,742
	2 国庫補助金	2,721,871	526,745	3,248,616
18 道支出金		3,886,243	32,000	3,918,243
	2 道補助金	612,186	32,000	644,186
歳 入 合 計		59,230,440	558,745	59,789,185

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		2,617,687	19,200	2,636,887
	1 総務管理費	2,271,155	19,200	2,290,355
3 民生費		25,727,254	186,838	25,914,092
	2 児童福祉費	5,684,616	186,838	5,871,454
7 商工費		2,516,496	337,772	2,854,268
	1 商工費	2,516,496	337,772	2,854,268
10 教育費		2,750,631	14,935	2,765,566
	4 学校給食費	400,767	14,935	415,702
歳 出 合 計		59,230,440	558,745	59,789,185

令和 4 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 4 号

小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について

次の者を本市職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行規程第 1 6 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 2 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

多	木	誠	一	郎
菰	田	尚		正
中	村	誠		吾
渡	部	一		博
安	部	俊		克